

子ども・子育て会議の主な役割について

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、以下の事務を処理することとされている。

- ① 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- ② 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べる。
- ④ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に対し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○子ども・子育て支援法（子ども・子育て会議関連抜粋）

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済

組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料 1

令和6年度 教育・保育に係る需要と供給の状況（進捗状況調査票）

9月4日修正

【高瀬区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	92	81	166	56	163	36	92	178	54	163
定員	327		135	64	170	325		137	64	170
過不足	154	▲ 31		8	7	197	▲ 41		10	7

【山本区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	10	0	97	17	58	6	0	97	12	35
定員	30	122		18	82	30	120		15	75
過不足	20	25		1	24	24	23		3	40

【三野区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	59	55	98	30	100	38	72	82	25	101
定員	210		70	33	95	210		70	33	95
過不足	96	▲ 28		3	▲ 5	100	▲ 12		8	▲ 6

【豊中区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	51	176	18	36	126	43	154	31	31	92
定員	270		30	37	144	270		30	37	144
過不足	43		12	1	18	73	▲ 1		6	52

【詫間区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	22	37	159	31	105	24	22	135	18	81
定員	120		170	20	90		120	170	20	90
過不足	61		11	▲ 11	▲ 15		74	35	2	9

【仁尾区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	3	0	71	10	37	11	3	54	9	39
定員	35	75		10	50	35	75		10	50
過不足	32	4		0	13	21	21		1	11

【財田区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	15	0	36	9	27	1	0	44	6	14
定員	15	60		10	40	15	60		10	40
過不足	0	24		1	13	14	16		4	26

【市域全体】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1~2歳
利用者	252	349	645	190	616	159	343	621	155	525
定員		1,669		192	671		1,667		189	664
過不足		897		2	55		544		34	139

令和6年度 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（進捗状況調査票）

(1)利用者支援事業

	量の見込み	実績
基本型・特定型（か所）	1	1
こども家庭センター型（か所）	1	1

【取組状況について】

子育てに関する相談や、妊娠婦の悩み等を解決するため、家庭のニーズに合わせた情報提供や助言を行い、適切な機関や制度等を紹介することを目的とした事業である。基本型の業務については、NPO法人すぐぐに業務委託し、子育て支援コーディネーター3名で対応に当たった。つどいの広場等にも出張し、様々な相談や質問に対応する中で、こども家庭センターなないろと連携を図りながら包括的な支援を行った。

年間利用実績

令和6年度：189人・209件（参考）令和5年度：197人・213件

(2)地域子育て支援拠点事業

	量の見込み	実績
利用人数（人回）	36,769	22,027

【取組状況について】

つどいの広場事業（6ヶ所）をNPO法人及び社会福祉法人に委託して実施した。令和6年度から一部の広場で土日開設の拡充を行うことができ、地域の多様な子育てニーズに応じた取り組みを行えた。令和7年度から地域子育て相談機関として位置づけ、子育てに関する悩みや問題を抱えている家庭に対して、相談やアドバイスを行い、こども家庭センターと連携し、必要なサービスに結びづけていく。

たくま広場は施設建て替え中のため、土曜日のみの実施であり、利用人数は見込みと乖離しているが、令和8年1月から週6日の開設予定であり、利用者の増加が見込まれる。

【利用実績】令和6年度

つどいの広場事業 22,027人 6ヶ所（大人：10,343人、子ども：11,684人）

(3)妊婦健診事業

	量の見込み	実績
対象人数（人）	330	300
健診回数（回）	3,696	3,169

【取組状況について】

妊娠届出時には定期的に健診を受診するよう勧奨している。妊婦一人当たりの妊婦健康診査受診回数は昨年と同等であり、定期的な健診は受けることができている状況と考えられる。

令和6年度：妊娠届出者数（妊婦転入含）300/健診回数3,169=10.6回

（参考）令和5年度：妊娠届出者数（妊婦転入含）309/健診回数3,408=9.0回

(4)乳児家庭全戸訪問事業

	量の見込み	実績
実施人数（人）	352	250

【取組状況について】

出生数が減少していることから、実績が減少している。

全数産後4か月以内に訪問できている。

訪問対象者数・・・251件

訪問実施者数・・・250件

*乳児家庭全戸訪問事業とは・・・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

(5)養育支援訪問事業

	量の見込み	実績
利用人数（人）	5	1

【取組状況について】

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭に対しオーガナイザーやホームビジターが訪問して、相談支援を行っている。

令和6年度より、これまで養育支援事業で行っていた育児・家事支援については、新たに子育て世帯訪問支援事業として実施している。

(6)子育て短期支援事業

【ショートステイ】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	10	30

【トワイライトステイ】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	3	0

【取組状況について】

保護者が、病気や仕事、育児疲れなどにより児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等にて一時的に養育・保護を行う事業で、市では現在、県内5か所の施設と委託契約をしている。

時期や定員など、施設側の空き状況により、受け入れの可否が左右されるところがある。

緊急時や一時的に養育が困難となり受け入れが必要となった際に、対応できる体制づくりが求められる。

(7)ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

【低学年】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	568	251

【高学年】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	277	60

【取組状況について】

少子化等の影響もあり、活動件数・会員数ともに減少傾向にあるため令和6年4月よりおねがい会員の対象年齢を12歳から18歳へ引き上げた。

利用実績は、少子化等による影響から、低学年・高学年の利用とも大きく減少した。利用目的としては、習い事及び自宅への送迎が多かった。

令和6年度会員数 おねがい会員：708人 まかせて会員：274人 両方会員：28人

(8)一時預かり事業

ア. 幼稚園在園児対象

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	76,312	57,427

【取組状況について】

令和元年10月からの預かり保育料無償化、令和2年度からの市内全幼稚園での3歳児預かり保育の開始、並びに長期休業中の給食提供により、幼稚園在籍数の70%程度が預かり保育を利用している状態である。園によっては在籍数の8割ほどの人数が預かり保育を利用している施設も複数ある。

イ. 幼稚園在園児以外

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	3,504	2,797

【取組状況について】

一時預かり事業での未就学児の一時預かりについては、チャイルドハウスみとよ（三野町）、すくすく（仁尾町）、フレンズ（豊中町）、笑愛会（高瀬町）、おひさまランド（高瀬町）の5カ所で実施しており、保護者の負担軽減の役割を担っている。利用料金は1時間300円。

【利用人数（延べ）】

令和6年度：2,505人（参考）令和5年度：2,609人

ファミリー・サポート・センター事業での未就学児の一時預かりについては、利用料金は平日7:00～19:00であれば1時間700円、それ以外は800円である。

【利用人数（延べ）】

令和6年度：292人（参考）令和5年度：506人

(9) 延長保育事業

	量の見込み	実績
利用人数（人）	30	29

【取組状況について】

保育の必要性の認定を受けたことなどについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業である。
実績値は、民間の幼保連携型認定こども園及び小規模保育園において、市からの委託事業として実施し、実際に利用した人数の数値である。
今後も事業未実施の民間保育施設と委託契約を行い、提供体制を確保できるよう検討していく。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	90	77

【取組状況について】

実績値は、病児・病後児保育利用料無料化事業の利用者として、県内の病児・病後児保育施設から報告のあった数値である。
利用人数のうち約90%が観音寺市にある「三豊総合病院企業団病児・病後児保育室 わたっ子保育園」を利用している。

(11) 放課後児童健全育成事業

	量の見込み	実績
1年生（人）	304	287
2年生（人）	283	270
3年生（人）	241	257
4年生（人）	240	212
5年生（人）	151	179
6年生（人）	59	115
計	1,278	1,320

【取組状況について】

放課後児童クラブは、保護者が就労等により専門家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業である。市内小学校区域ごとに18クラブ設置（曾保小学校は仁尾小学校と合同）し、12クラブを委託、6クラブを直営で実施した。

延べ利用人数実績
令和6年度：163,023人 （参考）令和5年度：152,530人

教育・保育に係る需要と供給の状況(令和2年度～令和6年度)

■ 幼稚園の利用者数（各年度5月1日時点）

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	3歳	211	182	158	135	137
	4歳	282	242	186	180	155
	5歳	288	267	229	202	188
	計	781	691	573	517	480
こども園 (1号)	3歳	6	16	8	11	12
	4歳	6	4	18	8	13
	5歳	4	9	8	17	4
	計	16	29	34	36	29
合計		797	720	607	553	509

■ 保育施設の利用者数（各年度4月1日時点）

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所	0歳	61	46	48	30	33
	1歳	225	204	171	173	153
	2歳	299	250	219	199	199
	3歳	182	168	142	145	117
	4歳	126	139	145	125	128
	5歳	125	121	132	133	120
	計	1,018	928	857	805	750
こども園 (2号・3号)	0歳	6	9	7	13	12
	1歳	3	22	39	40	41
	2歳	2	30	47	44	56
	3歳	49	53	79	83	78
	4歳	38	63	76	80	77
	5歳	37	58	89	77	86
	計	135	235	337	337	350
地域型 保育事業	0歳	9	8	8	16	9
	1歳	18	30	26	23	28
	2歳	12	22	29	25	30
	計	39	60	63	64	67
合計		1,192	1,223	1,257	1,206	1,167

地域子ども・子育て支援事業の実施状況(令和2年度～令和6年度)

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		延利用者数	16,548	12,734	21,459	21,117	22,027
妊婦健康診査		対象人数	370	309	315	309	300
		健診回数	4,144	3,617	3,503	3,408	3,169
乳児家庭全戸訪問事業		人	328	341	297	275	250
養育支援訪問事業		人	1	1	2	3	1
子育て短期支援事業	ショートステイ	延利用者数	10	25	10	11	30
	トワイライトステイ	延利用者数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業(就学後対象)		延利用件数	704	548	352	454	311
一時預かり事業	幼稚園型	延利用者数	79,328	83,750	66,607	64,864	57,427
	幼稚園型以外	延利用者数	1,890	2,452	2,867	2,609	2,505
	ファミリー・サポート・センター(就学前対象)	延利用件数	826	535	734	506	292
延長保育事業		人	21	21	26	25	29
病児保育事業		延利用者数	23	85	49	60	77
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		人	1,201	1,365	1,026	1,256	1,320

令和6年度 幼稚園・こども園・保育施設入園入所者数一覧表（令和7年3月31日現在）

【高瀬地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 上高瀬幼稚園	70	7	7	3	12	4	13	14	32	46
2 勝間幼稚園	55	1	4	7	1	2	9	24	47	71
3 比地二幼稚園	55	1	5	0	8	4	11	29	57	86
4 ニノ宮幼稚園	40	0	1	0	2	1	4	8	16	24
5 麻幼稚園	80	0	3	2	3	0	4	12	24	36
6 虹ヲわたり	10	1	2	0	1	1	2	7	13	20
7 スマはび丘の上station	15	1	0	1	0	0	0	2	3	5
合 計		11	22	13	27	12	43	36	92	128

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 高瀬中央保育所	140	12	20	30	22	33	14	131
2 高瀬南部保育所	120	15	18	27	18	20	22	120
3 虹ヲわたり	50	9	13	15	12	10	5	64
4 丘の上station	30	8	10	10	10	5	6	49
5 小規模保育園おひさまランド	12	5	6	2	1			14
6 スマはび保育園 茶々station	19	5	6	6				17
合 計		54	163		178			395

【山本地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 山本幼稚園	30	3	0	2	0	1	0	6	0	6
合 計		3	0	2	0	1	0	6	0	6

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 山本幼稚園	120				29	32	36	97
2 山本保育所	90	12	11	24				47
合 計		12	35		97			144

【三野地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 大見幼稚園	70	6	5	2	12	8	10	16	27	43
2 下高瀬幼稚園	70	3	1	3	9	6	3	12	13	25
3 吉津幼稚園	70	4	7	3	9	3	16	10	32	42
合 計		13	13	8	30	17	29	38	72	110

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 三野保育所	160	12	39	34	32	25	25	167
2 小規模保育園ひまわり	19	6	6	10				22
3 スマはび保育園 空と海station	19	7	7	5				19
合 計		25	101		82			208

【豊中地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合 計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 豊中幼稚園	270	18	51	14	46	11	57	43	154	197
合 計		18	51	14	46	11	57	43	154	197

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 豊中保育所	120	15	37	28				80
2 めみか保育園	60	12	8	12	6	6	19	63
3 小規模保育園つぼみ	12	4	5	2				11
合 計		31	92		31			154

【詫間地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合 計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 松崎幼稚園	45	3	0	2	2	2	1	7	3	10
2 詫間幼稚園	75	4	4	5	5	8	10	17	19	36
合 計		7	4	7	7	10	11	24	22	46

※令和8年度より、松崎幼稚園と松崎保育所を統合したこども園の運営予定

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 松崎保育所	90	9	12	16	20	16	16	89
2 詫間保育所	120	9	19	24	20	25	21	118
3 須田保育所	70		5	5	5	5	7	27
合 計		18	81		135			234

※令和8年度より、須田保育所を閉所、松崎幼稚園と松崎保育所を統合したこども園を予定

【仁尾地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合 計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 仁尾こども園	15	4	0	7	0	0	0	11	0	11
2 曽保幼稚園	20	0	1	0	1	0	1	0	3	3
合 計		4	1	7	1	0	1	11	3	14

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 仁尾こども園	135	9	15	24	16	21	17	102
合 計		9	39		54			102

【財田地区】

1号認定、新2号認定（幼稚園預かり保育）

幼稚園・こども園名	定員	3歳児		4歳児		5歳児		合 計		全体合計
		1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	1号認定	新2号認定	
1 財田こども園	15	0	0	1	0	0	0	1	0	1
合 計		0	0	1	0	0	0	1	0	1

2号認定、3号認定

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1 財田こども園	110	6	6	8	11	11	22	64
合 計		6	14		44			64

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、

全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

子ども誰でも通園制度を利用すると……

子どもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近い子どもの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほつとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、子どもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、子ども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [子ども誰でも通園制度について | 子ども家庭庁](#)

利用の方法について

